

1. 趣旨

令和5年4月1日より子ども基本法が施行され、子ども基本法において子ども大綱等を勘案して、市町村子ども計画を定めるよう努めるものとされた。

また、市町村子ども計画は、子ども・子育て支援法に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画など、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができることとされている。

現行の石狩市子どもビジョン（第二期子ども・子育て支援事業計画などを内包）が、令和6年度末をもって終期を迎えることから、この機会を捉えて、令和7年度を始期とする5年間の第二期石狩市子どもビジョンの策定を行う。

2. 計画の期間

令和7年度～令和11年度

3. 計画の理念

こどもの権利を守り、こどもまんなかまちづくりを推進するまち

4. 計画の位置づけ

以下の要素を含む、本市における子ども・子育て施策の基本的な考えや方向性、目標量等を定めた総合的な計画とする。

【内包する計画】

石狩市こどもの権利推進計画／市町村子ども計画／子ども・子育て支援事業計画／子どもの貧困対策推進計画／子ども・若者計画／次世代育成支援行動計画／少子化社会対策基本計画／母子家庭等及び寡婦自立促進計画／母子保健を含む成育医療等に関する計画

5. 計画に盛り込む基本施策等

- ・こどもの権利に関する施策
- ・子ども・子育て支援に関する施策
- ・少子化対策に関する施策
- ・若者施策
- ・教育関連施策
- ・要保護児童対策
- ・乳幼児や妊産婦に関する施策
- ・教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の需給量の見込みと確保方策 など

6. 第一期石狩市子どもビジョンとの主な変更点

- ・基本理念、基本目標、重点施策方針、成果指標の一部見直し
- ・石狩市こどもの権利推進計画、市町村子ども計画を含む計画の位置付けの一部見直し
- ・量の見込みと確保方策の見直し
- ・活動指標の設定

7. 策定体制・進行管理

- ・石狩市子ども・子育て会議の意見や当事者であるこども・若者の意見を聴きながら、必要な調整を行い策定する。
- ・活動指標（活動量）を設定し、毎年度、その進捗状況を報告し評価や意見を求めることとする。
- ・成果指標を設定し、アンケート等により状況把握を行う。

8. 審議経過と今後の予定

令和6年8月2日	第1回子ども・子育て会議（意見聴取）
10月17日	第2回子ども・子育て会議（素案審議）
12月3日	第3回子ども・子育て会議（素案審議）
12月16日	こどもの意見を聴く取組の実施（令和7年1月25日まで）
12月26日	パブリックコメント実施（令和7年1月25日まで）
令和7年2月中旬頃	第5回子ども・子育て会議（最終審議）、パブリックコメント結果公表
3月中	計画確定